The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	吐蕃支配地域における人馬物品管理の一例 : フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書P.t.1185訳注
Author(s)	旗手, 瞳
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2017, 51, p. 55-79
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71391
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

吐蕃支配地域における人馬物品管理の一例

――フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書P.t.1185訳注――

旗手　瞳

キーワード：敦煌文献／チベット語／吐蕃／吐谷渾

はじめに

8世紀中葉、唐で発生した安史の乱（755～763）に乗じる形で、吐蕃（古代チベット帝国）は唐に対し大規模な侵攻を開始した。河西地域について言えば、764年に涼州（武威）を陥落させたことを皮切りに、甘州（張掖。766年陥落），粛州（酒泉。766年陥落），瓜州（776年陥落）と続き、786年に沙州（敦煌）を無血開城させたことで、吐蕃は全域を支配下に組み込むに至った。[1] さらに目をタリム盆地に転じれば、すでに740年代に吐蕃は西域南道のロプ地域に進出しており、8世紀末に西隣のコータンを占領地に加える。[2] しかし、北庭争奪戦（789～792）においてウイグル帝国の軍に敗北した結果、吐蕃の支配が西域北道に及ぶことはなかった。[3]

吐蕃が占領地域をいかに支配していたかについて、すでにその行政単位、軍事組織、徴税の方法など多方面から研究が積み重ねられてきている。その主たる史料となってきたのが敦煌、ミーラーン、コータンといった地域から発見された中央アジア出土文献群である。[4]

本稿で取り上げるフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書Pelliot tibétain 1185（以下、P.t.1185）は、1947年に出版されたLalou目録（Marcelle Lalou女史によって編纂されたフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文献の目録）の第2巻で文書についての基礎情報が紹介され、その後Choix（*Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque nationale : complété par quelques manuscrits*

de l'India office et du British museum. フランス国立図書館が所蔵する敦煌チベット語文献の内、主要なものを白黒写真で公刊した。一部に大英図書館所蔵の文献を含む）[5] の第2巻にPl.475として写真が公表された。そして1988年に王堯氏と陳践女史が共著の中で録文と中国語訳を発表したことにより、「軍需物資割り当て文書（軍需調抜文書）」として研究者に知られるようになった。[6] 後述するように本文書P.t.1185は吐蕃支配下の沙州（敦煌）、ないしその周辺地域で作成されたと考えられる（2 文書の性格を参照）。この方面に駐屯する吐蕃の軍隊がいかに維持されていたか、とりわけ兵員ならびに必要な物資がどのように確保され、管理されていたかについて、これまで少なからぬ議論が重ねられてきた[7] ものの、いまだ解明されていない部分が少なくない。本文書P.t.1185はそれらの問題を考える上で参考史料のひとつになると筆者は考える。

現在、P.t.1185はGallica（フランス国立図書館のウェブサイト）及びIDP（国際敦煌プロジェクト）のウェブサイトにおいて高画質のカラー写真を自由に閲覧することができる。[8] さらに筆者は大阪大学文学研究科の「多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム（略称：OVCプログラム）」に採択され、2012年2月にフランス国立図書館においてP.t.1185を実見調査する機会にめぐまれた。本論文は今後の研究に向けての基礎作業として、録文と現時点での筆者の解釈を公表するものである。

1　テキストと和訳

（1）文書情報

P.t.1185の寸法は横25.8cm、縦41.0cmで、一枚の紙から成っている。表面には29行、裏面には3行のチベット文が記されている。裏面には漢文仏典が書写されているが、これは北涼の曇無讖訳『菩薩地持經』巻四の一部分（『大正蔵』vol. 30, No. 1581, 911c03-912a07）である。表面のチベット文第24行と第26-29行の後半部分は破損によって読めない。破損部分は、第24行が行末

から2.8cm、第26-29行が行末から約14cmである。なお表面・裏面ともに印影は存在しない。[9)]

実見調査した時点で、表面第1行は経年による劣化や磨耗が原因で、いくつかの字が読み取れなくなっていた。しかしLalou目録第2巻の第78頁では、現在、判読困難な字についても著録している。以下に掲げるテキストにおいて、その部分はイタリック体で示す。

凡例

a：Lalou目録でaと著録

[a]：欠損しているが，文脈からaと復元可能

[-]：一文字欠損

[--]：二文字欠損

[---]：三文字以上欠損

$ /:/：文章の冒頭を表す

ab[：abより右側部分が欠損

~~ab~~：abと書いて消してある

I：逆向きのgi gu

/：shad

（　）：日本語訳で補助的説明を加えた部分

［　］：日本語訳で筆者が補った部分

(2) テキスト

Recto

1　*gcag na* blon sta gu las mc*i* ba'*i* r*i*gs zh*e*s / mc*i* nas // sphr*a*ng y*i*g gcig kyang

2　dngos kyis ~~ka~~ skri zhing skur ba lags // me nyag sna ldI'i 'tso mgyogs gum /

3　ba ni // thu pon tsa sgo la phab pha lags / d[e] dgod da ngo da'i / 'tso mgyogs //

4　gum ba ni dngos kyis skri ba lags // dmag chad / kha srung su kha bstand pha'

5　rnams // nI // dmag rdzongs rtsis mgo las / ma mcis nas / kho na gzhi nyam /

6 rang jI ’byord par / bas / ’tsal ba sug pha na mcis pa slar srI zhing ma gzhag
7 zhig phar / dpon sna rnams la mcid nan stsald // dmag chad kyis / rta ra’i //
8 grangs / ma ’tsalde / gzhi nas brdzang ba’i rnams ni nang rje po zhang btsan bas / rtsis
9 mgo stsald pha bzhin du ’tsal ba na gsum du pye ste rdzong bar~~s~~ ’tsald // rta ra
10 grangs ma tshang ba’I skyin bar / khar nyin / rta bzangs ’di nas / bkye ba’i nang nas
11 gzhag du ni myi rung // grangs du ma tshang ba’i rnams bdag cagis brtsiste /
12 gtan la phab nas // rdzongs / tshun cad / legs pha zhig du / rta bzang[s] slar /
13 ’khor pha’i phral thug du brdzang bar ’tsald // de bar /ni / bsnyengs phar yang myi /
14 mci lags ba snyam // ’a zha ded dpon / du da red ~~du~~ gnang yI bdus pha las
15 dbon ’a zha rjes bkas gthade // gnang yI skyin bas / ded dpon du da kong da’
16 seng lag / thong shig ces byung nas // brjeste btang pa lags /// da’I stagI skyin ba /
17 ni // do chig ’og dpon du bskos pha do sphong dong lag / bzhagste / do sphong dong lag
18 kyang / dmag chad kyI nang nas // zhang lon gyi bu tsha ’am rje blas kyi rngo thog pha ni mang ste /
19 gang dang rje ba / dbon gyi pho brang ’am / nang rje po zhang khrI sum rje ’am gcIgi thog du zhus /
20 nas // bka’ ji stsald pha las gdod sprIng bar ’tsald // dmag chad rnams / bdag cagi
21 s / thog thog du rmas ~~na~~ / nas / bas par bye brag phyeste / dngos kyIs chade ma mchispa
22 rnams kyang / dpon sna / rnams kyang / rim pas phye chad pas bcad nas / dmag
23 chad / dngos kyis chad pa rnams // dpyid sla tha cungs / tshes / bcu tshun chad / khrom du
24 phyin par / skyol chig ces dpon sna rnamsla / mchid stsal / gum ba rnaMs [---]

25 la / gsang bar / bris ste / kha nag du / bgyis ste / sprIng ba lags / gum skyin ni [gzhi] na[s]

26 ’thus ste / gtong bar ’tsal / bde blon khor dang / [kh]o[---] [-]i [---][-]I [-]o [-]i [

27 po nya dang // ’phar [r]ol la sprIng du / gsol [

28 cI ba’i rngo myi thog pa rnams kyang gum s[kyin] [

29 shing mchis / dngos chade mcis pha’I rnam[s] [

Verso

1 $ / dmag chad kyi byang bu bye brag [

2 bzang / ~~da~~ pyIs ste / dpyid sla ’br[i]ng [---][---]u[---]b[-]u[-]u

3 nas b[ny]ang /

(3) 和訳

読みやすいように筆者の判断で適宜改行を行った。(　) に入れて示した数字は、原文で第何行かを示す。

(1)（前欠）理解して（gcag na)、論タクより言うのが適切だ」と言ったので、一通の請願書も（2）現在、発出します。ミ（lit. メ）ニャク・ナディの…（解釈困難）…（3）を、…（解釈困難）…［の］戸に下しました。デゴー・ダムゴダの…（解釈困難）…（4）を、現在送ります。

軍罰［として課せられた物品］（dmag chad）で、辺防施設で受け取ったもの（5）などは、軍［の］供給物［の］手引きには（lit. より）存在しないので、当該［の］地所（？）自体（6）が、何かを届け［て補填す］るようにした。要求したもので［すでに届いて］手元にあるものを、後ろに積み上げたまま放置しない（7）ように、諸役人に命令書（mchid nan）を賜った。

軍罰を理由にして、馬厩（rta ra）の［馬の］（8）数を要求することはしないが、地所（gzhi）から送る［べき］もの等については、ナンジェポ尚ツェンワが［こうしろという］手引きを（9）賜ったごとく、［送れと］要求す

るものについて三つに分割して送るように［担当者に］要請した。

（10）不足している馬厩［の馬］の代わり（skyin ba）に、…（解釈困難）…良馬を当地より送るものの中から（11）みつくろう（gzhag）のは不適当である。不足分等は、私たちが計算して（12）承認したので（gtan la phab nas）、［軍の］糧食（rdzongs）の内から優良品を消費して（legs pha zhig du）、良馬を後で（13）随員（'khol pa）のすぐ近くまで（phral thug du）送るように［担当者に］要請した。そこで恐れることには、また（14）来ないことを懸念します（lit. 思います）。

吐谷渾［の］リーダー（ded dpon）について、ダレ・ナンイが来た（lit. 集まった）ことにより、（15）御甥吐谷渾王がお言葉により指示したが、「ナンイの代わりとして、リーダーにはダコンダ・センラク（16）を派遣せよ」と［吐谷渾王が］言ったので、交代して［ダコンダ・センラクを］派遣しました。ダイタクの代わりは（17）現在、副長に任命した者［である］ドポン・ドンラクを置いた。しかしドポン・ドンラク（18）［について］も、軍罰［を課せられた者］の内に（lit. 内より）、官僚（zhang lon）の子弟やご公務の能力を有する者が多いので、（19）誰かと交代することを御甥［吐谷渾王］の宮廷か、ナンジェポ尚チスムジェか［どちらか］ひとりの上にうかがいを立てて、（20）何らかのお言葉を賜ったならば、すぐに［ドンラクの代わりを］送るように［担当者に］要請した。

軍罰等は私たちが（21）上に（lit. 上上に）尋ねて、［すでに］したように分類して（bye brag phyeste）、現在、不足して（chade）存在しないもの（22）等も、［公務を果たすべき］諸役人たちも、［役人たちの］等級（rim pa）によって、不足している小麦粉によって決めた上で、［それら］軍罰［として課せられた物品］で（23）現在、不足しているもの等を、季春月十日までに軍管区（khrom）［の治所］に（24）到着するように送り届けよと、諸役人たちに［通達の文］書を賜った。

死んだ者（gum ba）等……（25）に、秘密にするように書いたが、…（解釈困難）…について処置したので送ります。死者の代わり（？ gum skyin）

は地所より（26）集まったので、送るように［担当者に］要請する。デの大臣［の］随員と……（27）使者と［を］、もう一方の側に送るように上申し……（28）何らか（ci ba）の能力のない者等も、死者の代わり……（29）して、やって来た。現在、決定して存在しているもの等……（後欠）。

裏面

（1）軍罰の木簡（byang bu）を分類……（2）よい……が遅れて、仲春月……（3）より……。

（4）語注

r1 mci ba：王・陳1988, p.380ではmtho。

r1 sphrang：王・陳1988, p.380ではsphring。

r2 skri zhing skur ba lags：「発出する」。skri baは「派遣する、送り出す」［『蔵漢』p.176］、skur baは「送る、輸送する」［Jäschke 1881, p.23］の意味を持つ。直訳すれば「送り出して送ります」となるが、ここでは「発出する」と意訳した。

r2 ldI'I：王・陳1988, p.380ではldi'i。

r2 'tso mgyogs gum ba：現時点で解釈困難な語。'tsoは「生きる、生命（'tsho ba）」［Jäschke 1881, p.460］に由来するかもしれない。mgyogsは「素早い、早い（mgyogs pa）」［Jäschke 1881, p.92］であろう。gum baは「死ぬ（'gum ba）」の完了形である。しかしこれらを組み合わせても、意味のある語を成さない。

r2 me nyag sna ldI：「ミ（lit. メ）ニャク・ナディ」。人名とみなす。Me nyagは、チベット語でタングートを表すMi nyagのヴァリアントであり、大英図書館蔵敦煌チベット語文献IOL Tib J734, 4r-126［OTDO1, p.280］にも在証されている。またMi nyag姓の人物が、大英図書館の所蔵するミーラーン出土チベット語契約文書M.I.xiv.24, l. 5に見出せる［Takeuchi 1995, p.305］。

r3 thu pon tsa：現時点で解釈困難な語。王・陳1988, p.380ではsdu tshon tsa

とするが、実見してthu pon tsaと確認できた。人名かと推測されるが、あるいはthu ponのthuはthu bo（首領）［Jäschke 1881, p.232］に通じるかもしれない。

r3 lags / d[e] dgod da ngo da：王・陳1988はlags / …… ngo da。実見調査に基づき筆者はlags / d[e] dgod da ngo daと復元する。de dgod da ngo daで人名とみなす。

r4, 7, 18, 20, 22-23, v1 dmag chad：王・陳1988はdmag chadをdmag chasと同義とみなし「軍需物資」と訳している［p.187, p.383］。

一方、dmag chadは本文書P.t.1185のほかに、大英図書館蔵敦煌チベット語文献IOL Tib J 740にも見出すことができる。IOL Tib J 740は外相（phyi blon）と中央政府の司法官（pho brang khor gyi zhal ce pa）の間の問答集であり、離婚・貸借契約・財産所有など様々な訴訟が引用され、各ケースで最終的にサイコロを用いた判定が適用されるか否かが問われている。そしてIOL Tib J 740を校訂したBrandon Dotson氏はdmag chadを“the military punishment（軍罰）”と訳している［Dotson 2007, p.55ほか］。そこではchadをchad pa（刑罰）とみなしている。

ここで問題になるのは「chad」の解釈である。「物資」と「罰」では意味がかけ離れているが、それではどちらの方がふさわしいだろうか。

IOL Tib J 740の中で、dmag chadは第329-359行の中で、6ヶ所に現れる。第329-359行は兵士の適切な供給と食糧の送付について、それに責任を負う地所（gzhi）の者が失敗した場合、どのような罰を受けるかを述べている。Dotson 2007によって示された英訳を参考にして、以下にその部分を引用し、和訳を示したい。

［原文］IOL Tib J 740, ll. 331-335. 録文はOTDO1, p.344による。

(331) bka’ sho’i sngan (332) roldu / rje blas rkyar btuste / gzhI bus brdzangs pa las dmag myI rje blas (333) bcad pa dmag chad dngos nI khrin myi rma bar bka’ sho’i tshigs las (334) gyang ’byung na / dmagmag rdzangs lta bo / dmag god thob

pas / thus (335) slad ma'i tshe 'ang rdzong 'tshalte / 'tshal tam / slar 'buldu stsal /

［和訳］

（331）サイコロのお言葉［の発布される］（332）以前にご公務はキャ[10]に集約され、地所の者（gzhi bu）が［供出物を］送っていたことにより、軍人のご公務と［lit. を］（333）決定した。［すなわち］**dmag chad** は現在、法的な罰則を問わないとサイコロのお言葉（lit. お言葉のお言葉）からも（334）現れており、軍糧（？dmag mag）を送ることについて、軍の支出（dmag god）[11]を得たのであれば、（335）［軍糧が地所に］集まった後に、再び発送することを要求したなら、要求できるか、それとも再び贈り物として［地所の者に］賜るか。

［原文］IOL Tib J 740, ll. 342-351. 録文はOTDO1, p.344による。

(342) da' dmag chad shos khums pe'i dmag rdzong ded pa ni spyi mangdu mchis (343) pa yang 'dra / dmag chad dngos gyI bka' chad nI shos khums par yang (344) bas na / gzhI bus brdzangs pe'i rdzangs lta bo khrims gyIs dmag myis (345) dpangste / thog ma gzhI bo las 'gug pe'i tshe yang gtandu stsal pas (346) dmag myI nor lagste / bka' sho ma byungdu lags gyIs gyang dmag chad (347) 'gum 'am spyugs na / bu smad kun yang khrIn gyI bka' chad la / (348) thug pas /

［和訳］

（342）今、サイコロで執行した **dmag chad** に含まれる（lit. の）軍の供給物（dmag rdzong）を追跡することは、一般に多くある（343）ことのようである（lit. に似ている）。［かりに］主たる **dmag chad**［の内］のお上の刑罰（bka'chad）をサイコロで執行するように（344）実施したならば、地所の者が発送したところの供給物について［は］、法により軍人が（345）権利を持つ。［すなわち］最初、地所の者から集まった時も常に［軍人に］賜ったことにより（346）軍人の財産である。［しかし以前は］サイコロのお言葉が［まだ］発布されていなかったので、

dmag chadが（347）死刑［や］追放に該当する［lit. 属す］なら、子孫全ても法的な罰（khrin）［の内］のお上の刑罰（bka' chad）［の対象］に（348）該当することで［後略］。

［原文］IOL Tib J 740, ll. 354-359. 録文はOTDO1, p.344による。

(354) dmag chad (355) lta bo 'gum spyugs la thug pa yang khrin chen po yang bka' shos / (356) khums / rkya 'ang bka' shos dgum zhIng rkya yuldu ma bsnan pe'i / (357) rIgs sam myi rIgs / / kha mar las dmag chad rnams rkya god (358) stsal par myI gnang gIs dmag nI gzhi la snon cIg rdzangs ni (359) bu londu gyur pas shos ma chod gyis gzhi bo slar stsol cig /

［和訳］

（354）［問］**dmag chad**（355）について、死刑［や］追放に該当する［lit. 属す］としても、大罪だとしても、サイコロのお言葉により（356）執行する［ことができる］。［税として支払う］キャもサイコロのお言葉により執行する［ことができる］が、キャの土地に加えないことは、（357）適切か否か。［答］赤い刻み目の木簡より。**dmag chad**等はキャの支出を（358）賜ることを認めないので、軍は地所に加えよ。糧食は（359）借金になることで、サイコロの［執行の］対象外なの（lit. により決定しないの）で、[12]地所の者が再度、［軍人に］与えよ。

王・陳1988が説くようにdmag chadを軍需物資だとみなすと、IOL Tib J 740において文脈にそぐわない箇所が出てくる。逆に「軍罰」と解釈するとP.t.1185において同じ問題が発生する。ただしchadをchasとみなすより、chadのままで解釈する方がより適切と考えられる。ここではDotsonの解釈に従って「軍罰」と訳すと共に、そこに「罰として支払うべきもの」の意味が含まれていたと便宜的に解釈する。dmag chadの語義のさらなる検討は後日にゆずりたい。

r4 kha srung：動詞srung baは「見張る、守備する」［Jäschke 1881, p.582］、

khaには「口」、「前方」、「辺縁」などの意味がある。そこから、「辺防施設」と解釈する。

r4 bstand pha'：王・陳1988, p.380はbstand pa'。

r4 kha btsan pha'：kha btsan paは「受け取る」「受け入れる」の意味である［Takeuchi 1995, p.26］

r5 nas / kho na：王・陳1988, p.380ではnas kho na。

r5 rtsis mgo：「手引き」。Dotson氏は"manual / protocol"と解釈し［Dotson and Hazod 2009, p.54］、岩尾一史氏はその解釈に従って「取り決め」と訳している［岩尾2011, p.54］。彼らの解釈に従い、ここでは「手引き」と訳す。

r5 gzhi nyam：gzhiは「土地、地所」［Jäschke 1881, p.480］でnyamは「心」「態度」［Jäschke 1881, p.185］の意味を持つ。何らかの土地を指す語か。和訳では「地所（？）」とする。

r6 rang jI：王・陳1988, p.380ではrang dzI。

r7 zhig phar：王・陳1988, p.380ではshig phar。

r8 nang rje po：ナンジェポは高位の役人に対する一種の敬称と考えられる語であり［武内1986, p.579, p.596注34, 岩尾2011, P.55注28参照］、多くの場合、手紙の受信者に付される。しかし以下に引用するように、まれに手紙の本文において受信者でない人物に対して使用されるケースもあったようである。

［原文］IOL Tib J 999, ll. 1-3. 録文はTLTD2, pp.56-57を参照しつつ、IDPの画像から新たに起こした。

(1) /:/nang rje blon g.yu bzher la // khris legs kyi mcid gsol ba' // 'phrul dang mtshungs pa'i zha snga nas / snyun rnying slar ma ['bre]d [ches] (2) thoste / glo ba dga' zhing mchis // snyun gsol gyi mcid [yi]g sngar rnam du ma zhig gsol na / b[ka]' lan ma mchis pa dang / sbyar na 'a zha ngan pa [lda]gis gya ga (3) [-]u ma pul ba lta zhig [-] / nang rje po kwa chu pa'i ser sbyong gyi spun du bsgos pa //（後略）

［和訳］

（1）**ナンジェ［ポ］論ユシェル**に、チレクの書を奏す。神と等しい御前にて、古い病気（snyun rnying）に再びおびやかされないと聞いて（2）喜んでいます。[13]病気を申し上げる書を御前に、何度も…（解釈困難）…と申し上げたが、お返事がないことに加え、悪い吐谷渾人…（解釈困難）…、贈り物（gya ga）を（3）与えなかったことを考慮せよ［と］**ナンジェポ瓜州人のセルチョン**の兄弟に命じた［後略］。

冒頭で言及された論ユシェルがこの手紙の受信者であり、ナンジェポが附されている。一方、ここでは文中で言及されている瓜州人のセルチョンにも、同じようにナンジェポの敬称が附されている。

r8, 19 zhang btsan ba：「尚ツェンワ」。OTA（Old Tibetan Annals, 敦煌チベット語年代記）ver. 2, ll. 37-38, 53-54, 86に同名の人物が現れる［Dotson and Hazod 2009, pp.131, 133, 136-137］。しかし、ツェンワ（btsan ba）はチベット人にしばしば見られる人名である上、OTAに現れる尚ツェンワは750年代末から760年代前半に活動していた人物である。そのためP.t.1185の尚ツェンワはOTAに現れる尚ツェンワとは同名の別人である可能性がある。

r10, 15, 16-17 skyin ba：「代わり」。skyin ba（pa）は一般には「借金，借用品，借金の担保」などを意味する語［Jäschke 1881, p.27等］である。しかしskyin baを「代わり，代理」と解釈できる例がある。たとえばマザルターク出土の手紙文書M.Tagh.a.V.0015（Or.15000/150）において、skyin baは次のように現れる。

［原文］M.Tagh.a.V.0015, ll. 7-12. 録文はTakeuchi 1998 vol.2, p.70による。

(8) do chig dbyard pe'u tse rtsig du mchis tshun chad / [(9) 'tsald de / rab du myi bde ste / bro g.yog dang phu [did] bgyid [(10) gi bran rkya gu rib tran slebs / so res 'dI la mchi ba [(11) bar g.yar te ma btang ba'I skyin ba / sde myi nya gram 'phan brod / [(12) mchis pa / tran slebs gyi skyin ba / ri zug du mchi [

［和訳］

（8）今（do chig）、夏にペウツェ［の］防壁（rtsig）に来て以来……（9）賜って、とても気分がすぐれず、看護人と…（解釈困難）…行い……（10）のキャの奴隷（bran rkya）［である］グリプ・タンレプが、この古い辺境（so res）に来て……（11）するように借りて行かせなかった［のでその］**skyin ba**は、部落の人ニャダム・ペンロェ……（12）行った［者である］タンレプの**skyin ba**が山ごもり（ri zug）に行って……

これを分析したFrederick W. Thomas氏は文中に現れるskyin baを“debtor（substitute?）”と訳している［TLTD2, pp.222-223］。英語debtorは一般に債務者のことだが、Thomasはここで果たすべき義務を負う人間という意味で使っているようである。語釈部分においては“This naturally means a “debtor”. Apparently the debtor was required to act as a substitute.”（この語は当然、「義務を負う者」を意味している。どうもこの箇所の義務を負う者は代理として行動することを要求されたようである）と述べている［TLTD2, pp.223-224］。同じ手紙文書について、武内紹人氏も病気を口実に山ごもりの軍役が交替されることを送り手が望んでいるようだと解釈している［Takeuchi 1998 vol.2, p.70］。

さらにOTC（Old Tibetan Chronicle, 敦煌チベット語編年記）のll. 103-105に次の一句がある。

［原文］OTC, ll. 103-105. 録文はOTDO1, p.204による。

’ung nas blon stong rtsan slar bcug ste / lo drug bgyis / nas / / rgas te guM mo / / skyin bar zhang lon pra mo dang ’bangs kyis dpya’d pa nI / / dba’s sum snang / bcug krang zhes dpyad do / /

［和訳］

その後、論トンツェンが再び［宰相を］させられ、6年間務め、年を取って死んだ。**skyin ba**について、高位でない官僚（zhang lon pra mo）と臣

民が熟考し、「バー・スムナンを立てよう」と結論した（lit. 考えた）。

OTCの仏語全訳を著録したDTH, p.131においては、

Alors Stong-rtsan fut rétabli dans les fonctions de ministre. Et, après six années, il mourut de vieillesse. **Pour le remplacer**, les petits officiers et les sujets proposèrent, après examen, Sum-snang, de Dba's.

と訳されている。すなわちskyin barはここでも“pour le remplacer（彼の代わりに）”と解釈されている。また大英図書館蔵敦煌チベット語文献IOL Tib J 1368「吐谷渾国年代記残巻」第41-42行にもskyin baが現れる。

［原文］IOL Tib J 1368, ll. 41-42, OTDO1, p.352.

de nas glang gI lo la / pho brang tsha shod su btab nas / / lo sar dang dbya [r] [---] las byung ste / / skyin bar shud pu khri gzu sbur cung bskos /

［和訳］

それからウシの年に、宮廷をツァシューに建てて、新年と……より現れた。**skyin ba**にシュープ・チス・ブルチュンを任命した。

この箇所のskyin baをTLTD2, p.12は“to replace him（彼の代わりに）”、山口1983, p.583も「代りに」と訳す。本文書P.t.1185の第15-17行では、本来予定されていた人間と別の人間を送るという文脈でこのskyin baが使われており、「代わりに」と訳すのが文脈に最も合う。そのため、skyin baを「代わり」と訳す。

r10 khar nyin / rta bzangs：王・陳1988, p.381ではkhar nyin rta brzongs。khar nyinは現時点で解釈困難な語。王・陳1988, p.187では該当する前後の部分を「不能将旧有馬厩抽出来頂数」と訳しており、nyinをrnying（古い）と考えたようである。kharは「城（mkhar）」あるいは「青銅（'khar ba）」の異体綴りかもしれない。nyinは「昼」であるが二つを組み合わせても意味のある語にはならない。

r11 gzhag ba：「みつくろう」。gzhag paは ’jog paの未来形（ないし未完了形）である。’jog paには “to put”, “to place”, “to leave” などと並んで “to arrange（手はずを整える）” の意味がある［Jäschke 1881, p.179］。ここでは “to arrange” に拠って、「みつくろう」と意訳する。

r12 rdzongs tshun cad legs pha zhig du：「［軍の］糧食の内から、優良品を消費して」。rdzongsは一般には「城寨」を意味する語で、王・陳1988, p.187もそのように解釈している。しかし本文書の第5行にdmag rdzongsが現われる。それはIOL Tib J 740（前述のdmag chadの項を参照）において現われる「軍の糧食（dmag rdzong）」の異体綴りとみなせる。前後の文脈から判断するに、rdzongsは「城寨」より「［軍の］糧食」が適切だと考える。さらにzhig baを’jig pa（壊す、切る、分ける）の未完了形gzhig ba［Jäschke 1881, p.175］とみなし、「legs pha zhig du」で「優良品を消費して」と解釈する。

r12 bzang[s] slar：王・陳1988, p.381ではbzang pa slar。

r14 ded dpon：「リーダー」。ded dponは「リーダー、商人、船主」等の意味を持つ。『翻訳名義集』においてded dponは梵語Sārthavāhaḥ（漢語：商主）の訳語として挙げられている［No. 635, 7362等］。そこから、物資を輸送する責任者の可能性も考えられる。

r14 da red gnang yi：「ダレ・ナンイ」。ダレ（da red）姓の人物は、他の敦煌チベット語文献にも在証されており、吐谷渾人の姓とみなされている［Taenzer 2012, pp.183-184］。

r15 dbon ’a zha rje：「御甥吐谷渾王」。吐蕃支配下の吐谷渾国で吐谷渾王が擁立された経緯については、旗手2014, pp.44-46参照。

r15-16 da kong da’ seng lag：「ダコン・ダセンラク」。人名とみなす。

r17 do sphong dong lag：「ドポン・ドンラク」。人名とみなす。

r19 dbon gyi pho brang：「御甥［吐谷渾王］の宮廷」。吐蕃支配下の吐谷渾王が独自の宮廷を有していたことは、大英図書館蔵敦煌チベット語文献IOL Tib J 1368によって確認できる。吐谷渾王の宮廷は移動を行っており、

東では黄河上流域、西では敦煌の西南約150キロにある蘇干湖盆地に置かれた［旗手2014, p.39及びp.58, 注10, p.61注50参照］。

r19 zhang khri sum rje：「尚チスムジェ」。尚チスムジェに関する研究としては、Lalou 1939, Demiéville 1952, pp.280-281, 佐藤 1959, pp.690-694, 山口 1980, pp.200-202, 邵1993, 楊2008, 馬2011等を参照。『新唐書』巻216に沙州を攻め落とした将軍として名が挙がっている尚綺心兒（中華書局標点本p.6101）と、吐蕃の大論（政権の首班）の尚チスムジェ（漢語転写形では尚綺心兒, 上乞心兒など）が同一人物か否かの問題は、ここでは触れない。[14] ただ、敦煌チベット語文献中に、尚チスムジェの名を持つ人物が二人、在証されることは指摘しなければならない。一人はLalou女史が訳注を行ったフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文献P.t.996に現れる尚チスムジェ・マルウ（Zhang Khri sum rje Mar bu）であり、彼はデの大臣を務めた［Lalou 1939, p.511］。もう一人は言うまでもなく、大論に就いた尚チスムジェ・タクナン（Zhang Khri sum rje Stag snang）である。[15] 大論の尚チスムジェ・タクナンは長慶会盟を締結した時にその地位にあり、さらに吐蕃の東方方面の経略を担当する東道節度使を兼任し、敦煌その他地域の仏教事業にも深く関与していた。[16]

本文書P.t.1185に現れる尚チスムジェが、デの大臣尚チスムジェ・マルウか大論尚チスムジェ・タクナンのどちらであるかは、残念ながら決め手を欠く。またチスムジェは当時の文書にしばしば見出せる人名要素であるため、上記二人とは別人の可能性も残る。ただ第19-20行に「御甥［吐谷渾王］の宮廷か、ナンジェポ尚チスムジェか［どちらか］ひとりの上にうかがいを立てて、何らかのお言葉を賜ったなら」と記すことから、本文書の尚チスムジェが、吐谷渾人からの人員派遣において指示を出しうる立場にあったことのみ指摘したい。

r21 bye brag phyes te：bye bragは「区別」「違い」。phyes paは「開く、分ける、（'byed pa）」の完了形である。ここでは「区別を設けて」と意訳する。

r23 khrom：「軍管区」。吐蕃が占領地に設けた広域行政単位である。たとえ

ば沙州（敦煌）、粛州、瓜州は瓜州軍管区（Kwa cu khrom）に帰属した。軍管区については、Uray 1980, 楊1997等を参照。一方でkhromには「軍管区」だけでなく、それが擁する「軍団」の意味もある［岩尾2016. p.349］。

r24 rnaMs [---]：王・陳1988, p.382はrnaMのあとに（gzhan dga）と復元している。

r25 bar / bris：王・陳1988, p.383ではbar bris。

r25 kha nag：現時点で解釈困難な語。nagは「黒い（nag ba）」の意味だが、kha nagの意味するところは判然としない。

r25 sprIng ba：王・陳1988, p.383はsprIng pa。

r25 gum skyin：「死者の代わり（？）」。gumは「死ぬ（'gum pa）」の完了形、skyinは前述したskyin ba「代わり」の意味であろう。しかし、「代わりの死」では意味が判然としない。gum skyinの語はマザルターク出土のOr.15000/113（M.Tagh.a.IV.00122）の裏面第5行にも現れる［Takeuchi 1998 vol.2, p.57］が、語義は明らかではない。そのため、ここでは便宜的に「死者の代わり（？）」とする。

r25 [gzhi] na[s]：王・陳1988, p.383に基づく。Choix2のPl.475でも、ga（ཀ）, zhi（ཞི）, na（ན）の文字を見て取れる。筆者が実見した時点でna以外の部分はかすれて読めなくなっている。

r26 bde blon：「デの大臣」。8世紀中葉に吐蕃の東北方面の占領地に成立した行政単位「デカム（Bde khams）」を統治する大臣である［山口1980, p.203, Richardson 1990］。デカムには隴山以西の地域で、河西回廊やロプ地域などが含まれたと推定されている［栄1990, pp.126-127］。

r26 dang / [kh]o[---] [-]i [---][-]I [-]o [-]i [：dang以下、上部にわずかに残画が確認できた。

r27 'phar rol：「もう一方の側」。pha rolの異体綴りとみなす。

r28 gum s[kyin]：第25行にgum skyinと記すことから、gum s[kyin]と復元した。

2　文書の性格

まず作成された時代について検討したい。王・陳1988, p.187は第1行に現れる論タク（blon sta gu）という人物を、7世紀に大論をつとめたガル・トンツェンの息子ガル・タク・リスン（Mgar Sta gu Ri zung, 漢籍では悉多于）とみなしている[17]ことから、本文書の内容を8世紀以前と考えているようである。しかし、8世紀中葉に成立するデカム（Bde khams）を統治する「デの大臣」が第26行に現れる以上、王・陳1988の年代比定は否定される。本文書はデカムが成立した8世紀中葉以降、そして吐蕃支配が終焉する9世紀中葉より前に作成されたことは確実である。ただ遺憾なことに、日付や発出主体、送付先を記した部分は欠けて残されていない。

文書中では様々な行政処置が伝えられている。話題の半ばを占めるのは軍罰（dmag chad）にまつわる処置であるが、それ以外にも馬の輸送（第9-14行）、吐谷渾人からの人員派遣（第14-20行）、あるいは詳細不明であるが'tso mgyogs gum ba（第2-4行）や死者の代わり（？ gum skyin）についての処置（第24-26行）が取り上げられている。本文書の書き手は処置の過程で必要な物資や馬、人員を送るように要請し（第9, 13, 20行）、関係する諸役人に書簡を与えて指示し（第7, 24行）、また何らかのものを送り出している（第2, 4, 12行）。さらに第11-12行の「不足分等は、私たちが計算して承認したので送る」、第23-24行の「現在、不足しているもの等を、季春月十日までに軍管区［の治所］に到着するように送り届けよと、諸役人たちに［通達の文］書を賜った」との記述と併せれば、本文書の作成者は人、馬、物資が必要な場所に届くかを管理・監督する立場にあった役人と推定できる。

では本文書P.t.1185は、王堯・陳践が名づけたように「軍需調拔文書（軍需物資割り当て文書）」であろうか。本文書で使用されている動詞は多くが完了形を取っていることから、[18]すでに実施された処置について述べていると判断できる。そのため文書自体は、それらの処置を終えた後、関係者に通達

するために、いわば事後報告を目的として発出されたと考えられる。

徴発の対象となっている地域、それらの送付先についてはどうだろうか。吐谷渾人の人員派遣のケース（第14-20行）では、御甥吐谷渾王（Dbon 'A zha rje）が派遣人員の選定に関わっていることから、この人員は吐谷渾国（'A zha yul）[19]から送られたと考えられる。一方で、第20-24行において不足している物資を届ける対象として軍管区（khrom）が挙げられている。8世紀中葉から9世紀中葉に至る時代に、吐蕃は黄河上流域と、現在の青海省東部、さらに河西回廊から西域南道にかけて、複数の軍管区を設置していたことが知られている。[20]惜しいことに、本文書に現れる軍管区には名称が付されていない。ただ本文書が敦煌文献の1点として伝来したことを踏まえると、沙州（敦煌）が属した瓜州軍管区（Kwa cu khrom）である可能性が高い。つまり、この文書の書き手による物品管理・監督は、これらの地域を対象としていたと考えられる。

沙州（敦煌）が陥落したことにより、河西回廊とその南にある青海～ツァイダム盆地は吐蕃というひとつの政権の下に置かれることになった。物資輸送に当たっては東西方向とともに、祁連山脈の南北間での往来が当然想定される。本文書はまさにそのような背景のもとで作成され、人、馬、物品が必要とされるところに滞りなく届くように、細かく管理されていたことを示している。

おわりに

以上、P.t.1185文書について、録文と和訳を掲げ、考察を行った。P.t.1185は「デカム」が存在した時代、すなわち8世紀中葉以降、吐蕃支配の終焉する9世紀中葉までに作成された。文書の中では人員の派遣、馬や物資の輸送等が言及されており、その作成者はそれらを管理・監督する立場にあった役人と考えられる。その管理・監督する対象地域には、吐谷渾国と某軍管区（瓜州軍管区か？）が含まれていた。古今東西、人員や輸送手段、物資を確保し、管理

することは占領統治を維持する上で重要な鍵となるのは言を俟たない。今回判明したことを、他の史料と併せて検討していくことが今後の課題である。

［注釈］

1） 森安 1984, p.55［再録：森安 2015］, Beckwith 1987, pp.148-149, 152 参照。沙州（敦煌）の陥落年については複数の説が発表されているが、786 年説が最も有力である。主な先行研究については、岩尾 2003, p.2, 上山 2012, pp.29-30, 森安 2015, p.274 の研究整理を参照。
2） 玄宗治世中の 740 年代に吐蕃がロプ地域に進出していたことについては、森安 1984, pp.46-50 参照。またコータンが吐蕃支配下に入った時期については森安 1984, pp.56-57 及び吉田 2005, pp.72-73 参照。
3） 北庭争奪戦及びその後の吐蕃とウイグル帝国との戦闘、それらが西域情勢にもたらした影響については、森安 2015, pp.230-274 に収録された「増補：ウイグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」（初出：流沙海西奨学会編『アジア文化史論叢 3』山川出版社, 1979）と同論文の「書後 1, 2」を参照。
4） 中央アジア出土の古チベット語文献の研究史については、武内 2009 参照。
5） Choix について日本語で書かれた書評として、第 1 巻は山口 1979 を , 第 2 巻は森安 1980, pp.59-67 を参照。
6） 王・陳 1988, pp.187-188, 380-383［再録：王・陳 2008］。
7） 代表的なものとして、Uray and Uebach 1994, 岩尾 2000, Takeuchi 2004, Dotson 2007, pp.54-59 等。
8） http://gallica.bnf.fr 及び http://idp.bl.uk/。（2017 年 11 月現在）
9） これらの文書情報は、2012 年に筆者がフランス国立図書館で本文書を実見調査した時のメモに基づく。
10） キャ（rkya）は吐蕃の土地面積、徴税の単位である。吐蕃支配地域では戸ごとにキャの土地（rkya zhing）が分配され、様々な税が徴収された［岩尾 2007］。
11） god が支出を意味することは、岩尾 2010, p.39 参照。
12） IOL Tib J 740 の第 267 行に、負債（bu lon）はサイコロの対象外である旨、記されている［Dotson 2007, pp.37-38］。西田 2008, pp.71-73 も参照。
13） 手紙文書における定型挨拶文言については、武内 1986, pp.576-584 参照。
14） 前掲論文では、Demiéville 1952, pp.265-266, 邵 1993, 馬 2011 が両者を同一人物とみなす。一方、山口 1980 は、両者について別人の可能性が高いと考えている。
15） 編年記宰相表は彼のフルネームをド・チスムジェ・タクナン（'Bro Khri sum rje Stag snang）と記す［DTH p.102, 132 及び Dotson and Hazod 2009, p.151 を参照］。

16）前掲の先行研究参照。

17）王・陳 1988, p.187。なおガル・タクについては佐藤 1958, pp.355-356, 森安 1984, p.20 参照。

18）明らかなものを挙げれば、「$_{3}$ 下しました（phab pha lags）」「$_{11}$ 計算して（brtsiste）」「$_{16}$ 交換して派遣しました（brjeste btang pa lags）」「$_{19\text{-}20}$ うかがいを立てて（zhus nas）」「$_{21}$ 尋ねて（rmas）」「$_{25}$ 書いて（bris ste）」。

19）吐蕃支配期における吐谷渾国（'A zha yul）の領域についての先行研究は旗手 2014, pp.43-44 参照。筆者自身はおよそ現在の青海省の東部～西北部を占め、瓜州や沙州（敦煌）とは祁連山脈を挟んで接していたと考える。

20）Uray 1980 参照。

［参考文献］

略号

『蔵漢』＝張怡蓀『蔵漢大辞典（全二冊）』民族出版社，北京，1993。

『大正蔵』＝高楠順次郎他編『大正新脩大蔵経』（全 88 巻），大蔵出版。

『翻訳名義集』＝榊亮三郎編『梵蔵漢和四譯対校翻訳名義大集梵蔵索引』国書刊行会，1981（全 2 冊，原本 1962 出版）

Choix = Ariane Macdonald et Yoshiro Imaeda (eds.), *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque nationale : complété par quelques manuscrits de l'India office et du British museum* 4vols., Bibliothèque nationale, Paris, 1978-2001.

DTH = Jacques Bacot, Frederick W. Thomas and Gustave-Charles Toussaint, *Documents de Touen-houang relatifs à l'histoire du Tibet*, Librairie orientaliste Paul Geuthner, Paris, 1940-1946.

Lalou目録 = Marcelle Lalou, *Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang : conservés à la Bibliothèque nationale (Fonds Pelliot tibétain)* 3vols., Librairie d'Amérique et d'Orient, Paris, 1939-1961.

OTA = Old Tibetan Annals（ver.1: P.t.1288 + IOL Tib J750, ver.2: Or.8212/187）

OTC = Old Tibetan Chronicle（P.t.1287）

OTDO1 = Yoshiro Imaeda, Tsuguhito Takeuchi, Izumi Hoshi et al. (eds.), *Tibetan Documents from Dunhuang (Old Tibetan Documents Online Monograph Series vol.1)*, Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa (Tokyo University of Foreign Studies), Tokyo, 2007.

TLTD = Frederick W. Thomas, *Tibetan Literary Texts and Documents concerning Chinese Turkestan* 4vols., the Royal Asiatic Society, London, 1935-1955.

和文

岩尾一史 2000「吐蕃のルと千戸」『東洋史研究』59-3, pp.1-33.

岩尾一史 2003「吐蕃支配下敦煌の漢人部落―行人部落を中心に―」『史林』86-4, pp.1-31.

岩尾一史 2007「キャ制（rkya）の研究序説―古代チベット帝国の社会制度」『東方学』113, pp.103-118.

岩尾一史 2010「古代チベットの会計と支出処理：IOL Tib J 897 の事例より」『西域歴史語言研究集刊』3, pp.33-54.

岩尾一史 2011「古代チベット帝国支配下の敦煌における穀物倉会計―S.10647＋Pelliot tibétain 1111 の検討を中心に―」『内陸アジア言語の研究』26, pp.39-74＋2pls.

岩尾一史 2016「9 世紀の歸義軍政權と伊州―Pelliot tibétain 1109 を中心に」『敦煌寫本研究年報』10, pp.341-356.

上山大峻 2012『増補：敦煌佛教の研究』法蔵館，京都.

佐藤長 1958/1959『古代チベット史研究（上下巻）』東洋史研究会，京都.

武内紹人 1986「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」山口瑞鳳編『チベットの仏教と社会』春秋社，東京，pp.563-602.

武内紹人 2009「古チベット文献研究の現段階」『東洋史研究』67-4, pp.123-129.

西田愛 2008「古チベット語サイコロ占い文書の研究」『日本西蔵学会会報』54, pp.63-77.

旗手瞳 2014「吐蕃による吐谷渾支配とガル氏」『史学雑誌』123-1, pp.38-63.

森安孝夫 1980「イスラム化以前の中央アジア史の現況について」『史学雑誌』89-10, pp.50-71.

森安孝夫 1984「吐蕃の中央アジア進出」『金沢大学文学部論集史学科編』4, pp.1-85 ＋図版 2p. ＋年表.

森安孝夫 2015『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会，名古屋.

山口瑞鳳 1979「国立図書館（ペリオ蒐集敦煌）チベット語文献抄」『東洋学報』61-1/2, pp.181-185.

山口瑞鳳 1980「吐蕃支配時代」榎一雄編『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社，東京，pp.197-232.

山口瑞鳳 1983『吐蕃王国成立史研究』岩波書店，東京.

吉田豊 2005『コータン出土 8-9 世紀のコータン語世俗文書に関する覚え書き』神戸市外国語大学外国学研究所，神戸.

中文

馬德 2011「吐蕃国相尚紇心児事迹補述―以敦煌本羽 77 号為中心」『敦煌研究』2011-4,

pp.36-44.
栄新江 1990「通頰考」『文史』33, pp.119-144.
邵文實 1993「尚乞心児事迹考」『敦煌学輯刊』1993-2, pp.16-23.
王堯・陳践 1988『敦煌吐蕃文書論文集』四川民族出版社，成都.
王堯・陳践 2008『敦煌古蔵文文献探索集』上海古籍出版社，上海.
楊銘 1997「吐蕃時期河隴軍政機構的設置」『吐蕃統治敦煌研究』新文豊出版公司，台北，pp.1-20.
楊銘 2008『吐蕃統治敦煌與吐蕃文書研究』中国藏学出版社，北京.

欧文

Beckwith, Christopher I. 1987, *The Tibetan Empire in Central Asia,* Princeton University Press, Princeton.

Demiéville, Paul 1952, *Le concile de Lhasa: une controverse sur le quiétisme entre Bouddhistes de l'Inde et de la Chine au VIIIe siècle de l'ère chrétienne,* Imprimerie nationale de France, Paris [rep. Collège de France, Institut des Hautes Études Chinoises, Paris, 2006].

Dotson, Brandon 2007,"Divination and law in the Tibetan Empire: the role dice in the legislation of loans, interest, marital law and troop conscription", in Matthew T. Kapstein and Brandon Dotson (eds.), *Contributions to the Cultural History of Early Tibet*, Bril, Leiden, pp.3-77.

Dotson, Brandon and Hazod, Guntram 2009, *The Old Tibetan Annals: an Annotated Translation of Tibet's First History,* Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, Wien.

Jäschke, Heinrich, August 1881, *A Tibetan-English Dictionary,* The charge of the secretary of State for India in Council, London [rep. Rinsen, Kyoto, 1993].

Lalou, Marcelle 1939, "Document tibétain sur l'expansion du Dhyāna chinois", *Journal Asiatique 231,* pp.505-523.

Richardson, Hugh, 1990, "The province of the bde-blon of the Tibetan Empire, 8th to 9th centuries", in Paolo Daffinà (ed.), *Indo-sino-tibetica*: *Studi in Onore di Luciano Petech*, Bardi editore, Roma, pp.305-315.

Taenzer, Gertraud 2012, *The Dunhuang Region during Tibetan Rule (787-848): a Study of the Secular Manuscripts Discovered in the Mogao Caves*, Harrassowitz Verlag, Wiesbaden.

Takeuchi, Tsuguhito 1995, *Old Tibetan Contracts from Central Asia*, Daizo Shuppann, Tokyo.

Takeuchi, Tsuguhito 1998, *Old Tibetan Manuscripts from East Turkestan in the Stein Collection of the British Library* 3vols., Toyo Bunko, Tokyo.

Takeuchi, Tsuguhito 2004,"The Tibetan military system and its activities from Khotan to Lop-nor", in Susan Whitfield (ed.), *The Silk Road: Trade, Travel, War and Faith*, the British Library, London, pp.50-56.

Uray, Géza 1980, "Khrom: administrative units of the Tibetan Empire in the 7th-9th centuries", in Aris Michael and Aung San Suu Kyi (eds.), *Tibetan Studies in Honor of Hugh Richardson*, Aris and Phillips Ltd, Warminster, pp.310-318.

Uray, Géza and Uebach, Helga 1994,"Clan versus thousand-district versus army in the Tibetan Empire", in Per Kvaerne (ed.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 6th Seminar of the International Association for Tibetan Studies,* vol.2, Oslo, pp.913-915.

［付記］本稿は大阪大学文学研究科の「多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム（略称：OVCプログラム）」の成果の一部である。
なおPelliot tibétain 1185 文書の実見調査に際してはフランス国立図書館写本部のNathalie Monnet女史とVéronique Béranger女史に大変、便宜をはかっていただいた。ここに記して深謝したい。

（大学院博士後期課程学生）

SUMMARY

An Example of Logistical Arrangements in the Region under Tibetan Rule: A Study of the Dunhuang Manuscript Pelliot tibétain 1185

Hitomi HATATE

This article focuses on the Dunhuang（敦煌）manuscript Pelliot tibétain 1185, which is conserved in the Bibliothèque nationale de France. I transcribed the entire text into the Latin alphabet and translated it into Japanese. The manuscript was written when the Tibetans ruled Dunhuang（786-848）. It appears that this manuscript was a report written by an official who had responsibilities for various logistical arrangements, such as the transfer of officials, the transportation of horses, and the distribution of military provisions. Furthermore, this manuscript provides an understanding of how Tibetan authorities requisitioned their needs in a region under their rule.